

NPO法人高齢社会をよくする女性の会 会報

No. **303**
2025年1月発行

NPO法人高齢社会をよくする女性の会
〒160-0022 東京都新宿区新宿2-9-1
第31宮庭マンション802号室
TEL. 03-3356-3564
FAX. 03-3355-6427
郵便振替 00100-0-79477



討ち入り恒例の氣勢をあげる登壇者と参加者の皆さま

新年のご挨拶

歳末東京名物・女たちの討ち入りシンポ

「介護保険制度 いま利用者が置き去りにされている!?」…1	
第1部「介護保険サービス利用者実態調査」報告 ……2	
第2部「利用者大いに語る」 ……6	
シリーズ介護保険を追う③	
介護保険制度の夜明け	木村 民子 ……8
要望書 (案) ……9	
第3回 樋口恵子賞表彰式 ……10	
本の紹介・事務局だより ……12	

新たな希望の年へ

NPO法人高齢社会をよくする女性の会 理事長 木村 民子

能登半島大震災の記憶も新しい本年、皆様にとって災害も戦争もない穏やかな年でありますよう、祈念申し上げます。

本会は新体制のもと、新装版会報発行をはじめ、「全国大会inとよた」、討ち入りシンポの開催など、振り返れば夢中で駆け抜けてまいりました。いずれも大変好評をいただいたのは、皆様の意志と知恵と底力の賜物です。

さて、2025年は昭和100年、戦後80年、介護保険制度発足25年の節目の年、ここから新たな時代が始まる予感がします。10月開催予定の「第44回全国大会in熱海」も、新しい運営の形を模索しながら準備を進めております。世代を超えて、人生100年時代の社会へ発信していきましょう。どうぞ本年もよろしくお願い申し上げます。

歳末東京名物・女たちの討ち入りシンポ

介護保険制度 いま利用者が置き去りにされている!?

2024年12月14日 (土) 於：東京ウィメンズプラザホール

全体進行 稲葉 敬子 (本会理事)

主催者挨拶：木村民子 (本会理事長)

本日は、遠くは青森や能登からも参加いただいている。若い人に討ち入りってなんですかと聞かれ、忠臣蔵って話があるでしょと言ったら、ぽかんとしていた。この討ち入りシンポはとても重要。討ち入りしたい相手は続々増えている。今回は国、厚生労働省に私たちの意見を伝えたいと思う。



全体進行の稲葉理事 (左) と主催者挨拶の木村理事長 (右)

「介護保険サービス利用者実態調査」報告

石田 路子（本会副理事長）

NPO法人高齢社会をよくする女性の会では、2024年6月25日から7月31日にわたり、介護保険サービスを利用している本人を対象とした実態調査を実施した。

介護保険制度の成立の際には、その基本的理念として「利用者本位」や「自立支援」が掲げられたが、今や、介護保険サービスが展開される中で利用者が置き去りにされているのではないかという懸念から、本調査では、利用者自身の本音や要望を聴くことを目的とした。



回答者プロフィール

総回答数は770。回答者の年齢は80-84歳が最も多く211人、85-89歳は179人、90歳以上も205人と全体の77.4%を80歳以上が占めている。80歳以上の人から計595にのぼる回答が寄せられた本調査は、他に例を見ないものであると確信する。

また、性別は女性が495人で64%を占め、男性は236人で31%。さらに、現在住んでいるのが自宅と答えた人は652人で84.7%に上った。

介護度では、要介護1の人が最も多く160人(21.6%)、次いで要介護2が154人(21.1%)、そして要支援2は148人(20.3%)、要支援1は105人(14.4%)。これらで4分の3以上を占めている。他に、要介護5の人が39人(5.3%)、要介護4は50人(6.8%)、要介護3も74人(10.1%)が本調査に協力してくれた。

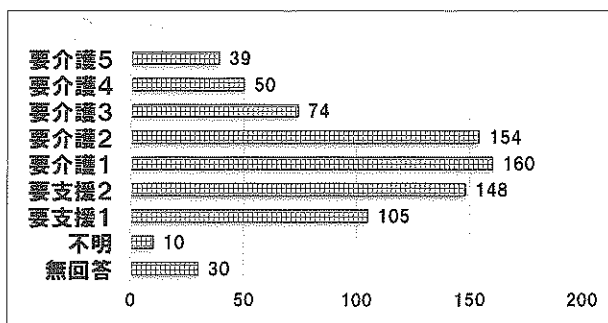


図1 介護度

サービス利用期間は、3年から8年未満の人が249人(35.6%)、1年から3年未満が213人(30.5%)。8年以上の人は121人(17.3%)。いっぽう、利用し始めたばかりという6ヵ月未満の人は51人(7.3%)、6ヵ月から1年未満の人は65人(9.3%)。

サービス利用負担に関して、1割負担が558人(77.1%)と多くを占めてはいるが、2割負担が81人(11.2%)、3割負担も37人(5.1%)いた。

生活に充てる費用について、「年金と貯金」と答えた人が314人(41.7%)、「年金のみ」の人が282人(37.5%)。年金以外の収入があるという人が60人(8%)いるが、子どもなどからの仕送りがあるという人は3.5%にとどまり、多くの高齢者の生活は年金に依っていることがわかる。

介護保険サービスの利用に関して

介護保険サービスを自分自身が利用したいと思った人が324人(42.0%)、家族から言われて利用した人が355人(46.1%)。「自分自身が利用したいと思った」、「家族から言われて利用することにした」について、男女別を見ると、女性の場合はほぼ同じくらいで、若干「自身が利用したいと思った」人の数が上回っ

ていた。いっぽう男性は、家族に言われて利用したのが124人で、自分が利用したいと思った78人の約1.6倍という結果となっている。

これらの結果から、女性にとって介護の問題は、親世代や配偶者などへの介護経験を踏まえたうえで、自身の問題として非常に関心が高く、家族介護以外の人による介護保険サービスの必要性をより感じていることが示されている。

要介護認定が出るまでの期間

介護度決定までにかかる期間について、30日未満が202人（26.2%）、30～60日未満が368人（47.8%）であった。介護保険法では、要介護認定に係る申請から30日以内に認定を行なうこととされているが、実際には1ヵ月以上の人が約半数に上り、2ヵ月以上というケースも30人（3.9%）あった。

18の設問について、当てはまるものに○、当てはまらないものに×をつける

○が多かったものは、「ケアマネジャーがすぐ見つかった」「福祉用具のレンタルがあったてよかった」という介護保険サービスで得られた安心が際立っていた。また、「弱っても、できるだけ自宅暮らしを続けようと思う」という意見にも○が多く、介護保険サービスによって可能な限り自立生活を続けていきたいと望む人が多いことがわかる。「家族の負担が減ったと思う」にも多くの○があった。

いっぽう、×が多かったのは、「特別養護老人ホームや老健施設に移って良かった」と思うに○をつけた人が29人に対して、そう思っていないに×を付けた人は163人と5.6倍いた。また、「有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に移って良かった」と思う人が47人に対し、そう思わない人は163人と3.5倍だった。

利用してよかったと思う 介護保険サービス

デイサービスが464人、福祉用具の貸与・購入が412人、訪問ヘルパーが311人と高い数になった。今回の調査では、自宅で介護保険サービスを利用している人が多いという特徴があり、その在宅生活を支える必須のサービスとして、デイサービスと訪問ヘルパー、そして福祉用具の貸与等に高い評価があった。

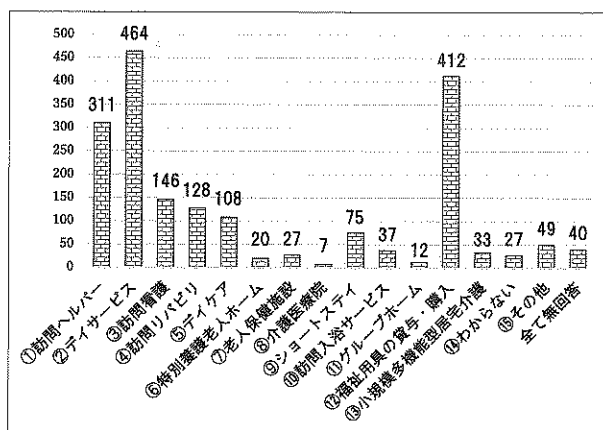


図2 利用してよかったと思う介護サービス

介護保険サービスを利用して よかったと思うこと

「いつもケアマネジャーに相談ができて助かる」が508人と最も高く、次いで「介護スタッフの丁寧なケアがうれしい」422人、「家族の負担が減って気が楽になった」が337人、「定期的に訪問ヘルパーが来てくれるので安心」は288人。

これらの結果から、介護保険サービスが利用者には生活を支える大きな安心であり、介護のプロによって提供されるケアが精神的な支えにもなっていることがわかる。

介護保険サービスへの不満や疑問

「介護保険料がどんどん高くなって負担」と感じている人が最も多く278人にのぼっている。また、「働いている職員の入れ替わりが激しい」194人、「施設の介護スタッフが忙

しそうで話しかけにくい」157人、「訪問ヘルパーが忙しそうで、ゆっくり話ができない」104人という意見が多くなっている。

これらの結果から、改定のたびに増額される介護保険料への負担が重くのしかかっている現状がわかる。また、介護に従事する人たちが、職場に定着しておらず、日々の業務に追われて忙しく働きまわっている様子が想像される。介護現場における人手不足は、直接的に利用者へのサービスの質や内容に反映される。利用者の目から見ても、現在の介護現場の窮状は明らかであり、早急の対策が必要である。

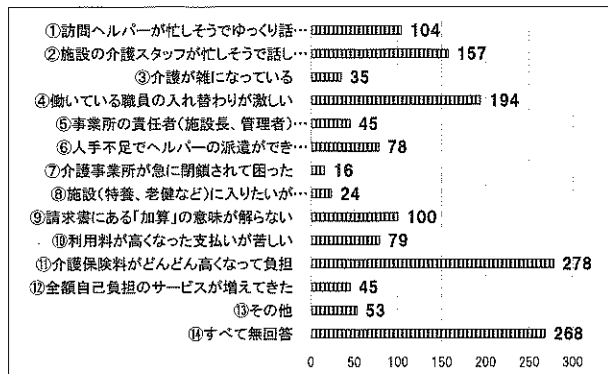


図3 介護サービスへの不満や疑問

介護保険サービスに関して、日頃感じている思いや意見 (自由記述)

274人(全体の35.6%)からの様々な思いや意見が寄せられた。これらを、主な内容別にまとめると以下ようになった。

(1) 現状の制度に対する不都合さ

- ・要介護認定(時間がかかりすぎる、届いた認定度への不満)に関するもの
- ・要支援認定のために介護保険サービスを利用できなかった
- ・同居人がいるという理由で生活支援が受けられなかった

(2) 介護保険サービスに関する費用負担への心配

- ・保険料の増額(いつまで続けられるのか不安、経済的な負担が重い)

- ・2割負担(3割負担)導入による影響(サービス利用を控えるようになる)

(3) 介護現場のスタッフに関わる問題

- ・人材不足(介護現場の忙しさ、簡単に声もかけられない)
- ・サービス内容の縮小(ケアマネジャーの不足、ヘルパーの不足)
- ・介護職の報酬アップを希望する

総括

介護保険制度が始まって四半世紀余りが経過した今、繰り返される制度改定によって、給付が削減される一方で、利用者の負担は増加しつづけている。そもそも、制度の基本理念は「自立支援」と「利用者本位」だった。「介護が必要になっても、出来るだけ自分の力で生活を維持していくことができる」ことを目的とし、「そのための多様なサービスは自身の意向で選択できる」はずであった。

しかし、繰り返される給付抑制と利用者負担増によって、今やその基本理念が危うくなっている。今回の調査は、実際の介護保険サービスの現状について、利用者の視点から見据えていく貴重な資料になると思われる。

調査結果に基づき、介護保険制度における様々な課題を整理しておく。

(1) 介護保険制度の現状－給付の抑制と利用者負担増

介護保険制度は、社会の変化に対応するため「5年を目処に必要な見直しを行なう」ことになっている。2005年以降は3年に一度の法改定と介護報酬改定が行なわれ、2015年以降の介護保険法改定では、給付抑制と利用者負担増が鮮明になった。

つまり、自己負担の2割・3割負担導入、高額介護サービス費の上限引き上げ、補足給付の厳格化など、利用者負担の増加につながる改定が相次ぎ、利用者が主体的にサービス

を選択することが難しく、最後まで自宅で生活したい人への支援に限られ、保険料やサービス料負担は増え続けている。

この背景には、人口減少化が始まっている一方で、増え続ける高齢者人口と要介護者数がある。介護保険制度が始まった2000年から2020年の間に、第1号被保険者の数は約1.6倍になり、サービス利用者数は約3.3倍に増加した。また、当初に約3兆円だった総費用も、現在は約12兆円規模に膨らんだ。

そして、2000年度の第1号被保険者の保険料(全国平均)は2,911円だったが、現在は6,225円と2倍以上になった。さらに、2024年から9段階だった標準段階を13段階に増やし、高所得者は標準乗率を引き上げ(13段階の場合は2.4倍)、より高い介護保険料の徴収がされることになった。本調査でも保険料がどんどん高くなって将来が心配という声が数多く寄せられている。

(2) 介護保険サービスを担う人材の不足

介護保険サービスの担い手不足は深刻である。2012年から介護職員への処遇改善加算が設けられ、介護事業者には処遇改善の義務が強化されてきた。2024年の改定では介護報酬が1.59%引き上げられ、6月から「介護職員等処遇改善加算」も導入されて、従来の加算制度が一本化した。

しかし、介護職への賃金アップが図られても、最近の物価高騰の影響が大きく、物価上昇が給与の上昇を上回っているため、なかなか効果が表れてこない。今回の調査でも、介護人材の不足を危ぶむ声や、介護現場における介護職員の業務過重(忙しくて利用者へのサービスに手が回らない現状)を見かねて処遇改善を求める声が多く上がっている。

(3) 在宅サービスの要である訪問介護の危機的状況

本調査で、とくに在宅で生活を続けている

利用者にとっては、訪問ヘルパーによる身体介護や生活支援サービスと、定期的にデイサービスへ通うことが大きな支えとなっていることが明らかになった。しかし、介護を必要としている在宅生活者を脅かす状況が、現在、全国各地で発生している。それが、訪問介護事業所の相次ぐ倒産であり、デイサービス事業所の倒産も増えていることである。

訪問介護事業所の倒産の原因として挙げられるのは、2024年度の介護報酬改定で、介護サービス全体では+1.59%とすることが決定されたが、訪問介護に関してのみ、身体介護、生活援助、通院等乗降介助にいたるまで、すべての単位がマイナスになったことが大きい。

国は、訪問介護の基本報酬を引き下げた理由について、訪問介護事業所の利益率の高さをあげている。令和5年度の介護事業経営実態調査によれば、訪問介護事業者の収支状況は+7.8%で、全サービス平均が+2.4%に対して高い利益率になっている。

しかし、実際に高い利益率を上げているのは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった同一建物の高齢者宅を、効率的に回る訪問介護事業所がほとんどである。一方、1軒ずつ離れた家を徒歩や自転車で訪問して回る、非効率な訪問介護を担っている事業所の多くは赤字であり、また小・零細事業所が大半である。

今回の調査でも、訪問ヘルパーとデイサービスの利用によって生活が保たれているという感謝の声が数多く寄せられている。在宅生活に欠かせない訪問ヘルパーとデイサービスについては、安定的かつ継続的なサービス提供が必須であり、危機的状況にある訪問介護については、早急に対応策を講じる必要がある。

(石田路子・記)

利用者 大いに語る

【司会：渡辺 敏恵（本会副理事長）】

本日は実際に介護を体験した3人のお話を聞いて、皆様に自分ごととして考えていくきっかけにしたい。



【佐藤 千里（東京都・本会理事）】

現在、同居の実母を在宅介護中。母は50代で脳梗塞で右半身マヒだが、日常生活は何とか行なっていた。新型コロナ流行の2020年5月頃、突然立てなくなり、歩行ができなくなった。私は7月から新たに仕事につくことが決まっており、慌てて地域包括支援センターに駆け込み、介護認定申請を行い、1ヵ月後要介護3の認定。父の時に利用したケアマネの事業所をお願いし、私は予定通りに仕事に就いた。しかし、半年がたった頃、頸椎症で唯一使えていた左手に力が入らなくなり、自分で何もできなくなった。手術もできないことがわかり、再認定を受け、要介護5となった。現在は、ケアマネさんがありとあらゆる訪問サービスを組み合わせてくれ、訪問リハビリ、訪問ヘルパー、訪問看護、福祉用具貸与のほか、訪問医（内科、歯科）、訪問入浴と、毎日2～3人の訪問で日々の母の生活を支えてもらっている。



今、心配なことは、介護従事者の不足、ケアマネの人事異動、母の健康状態、私の仕事と介護の両立などで、母が希望する在宅での生活がいつまでできるか。介護保険サービスがこれ以上低下しないよう、声を上げていきたい。

【植本 眞砂子（大阪府・本会理事）】

母は、コロナ禍の2020年7月に老衰で亡くなった。2005年に股関節の手術後の退院時に住宅改造をしてもらい助かった。要支援2で約10年、転倒骨折で要介護4⇒要介護3、2016年足の指の手術後、自宅で妹と暮らしていた。要支援の約10年間は、デイサービスと週3回の生活援助サービスで暮らしを維持できた。



2017年12月、妹がくも膜下出血で入院、約4ヵ月私が実家で泊まり込み、妹退院後は週2回程度、妹と母の介護に通っていた。

妹の入院の一報を聞いたケアマネさんの対応は、すぐに特養・老健の空きを探すというものだった。

その後、2018年春から母は、誤嚥性肺炎で入院⇒老健⇒特養となり、私は、週2回程度母と妹を支援し、現在は、要支援2の妹の見守りとケアに週1回訪問している。

家族と言えることは、①ケアマネさんとの信頼関係が大事 ②生活援助サービスが暮らしを支える生命線 ③制度を知って対応すること ④介護を受ける人へのジェンダー平等の視点が大事ということ。

高齢社会をよくする女性の会・大阪では、生活援助は自立生活の生命線と実感し、生活援助にこだわった調査・提言活動を行ってきた。2013年度に「生活援助に関するアンケート調査」を、2015年度に「介護保険制度の“生活援助”におけるジェンダー平等に関するヒアリング調査」、2021年度に「団塊世代の暮らしと介護に関する意識・実態調査」を実施。

これら調査から見えて来たものは、①生活の自立は、人としての自立⇒社会的関係・コミュニケーションが大事 ②“生活援助”は介護度の軽減や重度化防止に効果あり ③同性介護などジェンダーの視点の大事さ。

〔袖井 孝子（東京都・本会理事）〕

特別養護老人ホームに入居していた母は、介護保険が施行された途端に毎月の利用料が半以下になってしまった。こんなことでは制度が持たないだろうと思ったが、果たして3年後の介護報酬見直しでホテルコストと称する部屋代と食事代を取られるようになった。

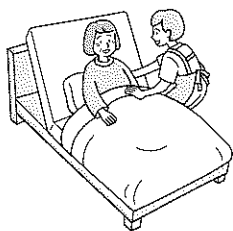
制度が始まって6年後位に夫が介護保険を利用することになった。鬱で長期入院していたために筋力が衰え歩行が困難。鬱が治っていなかったのも、何を聞かれても答えない。その結果、チェックシートには「できない」が並び、要介護3に認定されてしまった。

入院中に住宅改修をしてくれたので、自宅に戻った時には玄関、浴室、トイレに手すりが付いていた。今は1回30分程度だが、当時は、ヘルパーによる生活援助は2時間。やってもらうことがないので、一緒に散歩したり、電球交換をお願いした。

101歳の姉は、4年ほど前から在宅介護。息子夫婦と同居だが、息子は病気がちで、その妻も要介護。別居する2人の娘が通って介護しているが、同居家族がいるので生活援助は受けられないという。3年近くは自費で家事援助を頼んでいた。その後、区に申請したところ、80代のヘルパーが来ることになった。

発足当時は、過剰ともいえるサービスだった介護保険。制度創設にかかわった山崎史郎氏は、「制度を理解してもらうために、少々敷居を下げ過ぎましたね」と苦笑していた。

厚労省は在宅ケアを推奨しているが、家族のいない人が増えている上に、たとえ家族がいたとしても、高齢病弱のために必ずしも介護ができるわけではない。



〔まとめ：石田 路子〕

皆さんの話を聞いて実際にサービスを受けているご本人やその状態を一番知っているご家族がなぜこれまで声を上げてこなかったのかと思う。当事者の声は聞かなければならないのに、実際には届いていかない。袖井さんの話でそんな夢のような時代があったのかと驚いた。四半世紀がたち、負担ばかり上がり、サービスは低下するばかり。

要支援1, 2は介護保険でみるのはやめようという動きだが、一般の人が協力して力を貸してもヘルパーさんのようにプロのケアはできないから誰も手は出さない。できないことはできないと言っていかないと、そのうち要介護1, 2くらいまで介護保険サービスが使えなくなりかねない。現在はいったんストップがかかっているが、どうなるかわからない。政権は変わったが、まだ介護保険の方針は出されていない。危機的状況の介護保険に対して、私たちが違うぞ！と言っていかないといけない。私たちが安心して老後を迎えて最後まで自分の力で暮らしていきたいという当たり前の要求を、一緒に声を集めて国に届けていきたい。

〔フロアから〕

会員（男性）：2021年に転倒、硬膜下血腫で入院、手術。その後脳梗塞。現在は要介護1。通院しながらデイサービスと訪問介護を利用している。デイサービスが12/28に閉鎖になるので、別のところに行かないといけなくなり困っている。声を上げていきたい。

会員（女性）：知ること、情報を得ることが大事だとつくづく感じた。全国マイケアプランネットワーク（代表島村）の自分でケアプランを立てるという活動は重要なのでぜひ参加してほしい。税金や保険料をとって、訪問介護サービス



の事業所がないというのは法律違反ではないか。
会員（女性・埼玉県）：先日、埼玉県とケアマネのことを話し合った。ケアマネは5年ごとに資格更新しなくてはならず自治体によってかかる費用が違うらしい。自分の自治体がどうなのかということを知って、連携して取り組んでいくことが必要。

会員（女性・ヘルパー）：現役のホームヘルパー、80歳過ぎてもヘルパーを元気に続けている仲間は大勢いる。昨日、67名の衆参厚労委員を回り、2つの事態を訴えてきた。

一つは、登録型ヘルパーは移動と待機とキャンセルには賃金がつかない。1日3件、週4日働いても12時間しか働いたことにならない。拘束は1日7時間なのに。こんな仕事に誰が就きたいですか。

もう一つは、私たちヘルパーは、ひとり親世

帯支援事業、障害者重度訪問、高齢者は軽度を含め認知症の方が8割。そういうところに訪問しているヘルパーをもっと評価してほしい。

「要望書」（案）読み上げ

司会の渡辺副理事長が「今日は私たちは体験者からの話を聞きいろいろな知識を得たので、声を出していきたい。」と厚生労働大臣あての要望書（案）を読み上げた。

「要望書」（案）採択

木村理事長が会場の参加者に呼びかけ、満場一致で採択された。最後に全員で「エイエイオー！」と氣勢をあげて、今年の討ち入りシンポは幕を閉じた。



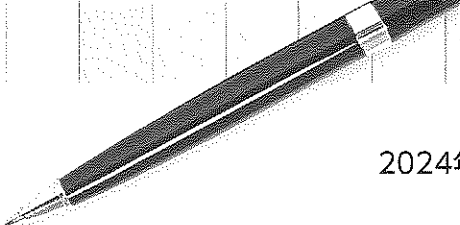
（写真・見坊伊都美）

シリーズ介護保険を追う3 介護保険制度の夜明け ～討ち入りシンポ 第2部の発言から～

木村 民子（本会理事長）

私の父は明治41年（1908年）生まれ、1995年8月、国連の世界女性会議が北京で開催された直前に87歳で亡くなりました。父は晩年、痴呆性老人今で言う認知症になり、身体は元気なため徘徊を繰り返し、2度も警察のパトカーに保護されて帰ってきました。当時は介護保険もなく、本人も家族もその恩恵に浴することはできなかったのです。介護保険法が制定されたのは1997年、2000年から制度がスタートしました。前年に区議会議員に初当選した私は、厚生委員会の委員として介護保険事業計画策定に関わりました。介護保険の「介護の社会化」という理念は、本会が要望した

家族介護から女性、主に（介護）嫁を解放します。地方自治体が保険者となり、「措置制度から契約へ」と変わり、個人が主体的に介護保険サービスを選択できるようになったのも画期的でした。介護保険の給付限度以上に行う上乘せ・横出しサービスは各自治体の裁量で決められるので、「地方分権」が進むとも期待されました。私は、本会が反対していた家族給付（現金給付）に関して質問し、区としては行わないという答弁を引き出すことができ、安堵したものです。このように当初、介護保険は理念も制度設計も極めて優れ、健康優良児だったのですが、今は改定に次ぐ改定（改悪）で、問題児となってしまったのが残念です。



2024年12月14日

厚生労働大臣
福岡資麿様

NPO法人高齢社会をよくする女性の会
理事長 木村 民子
運営委員一同

要望書(案)

この度、私どもは2024年7月に「介護保険サービス利用者実態調査」を行いました。介護保険サービスを利用しているご本人を対象とした本調査は770通の回答を得ることができました。回答者の77.4%は80歳以上（90歳以上も205通）という、他に例を見ない調査になったと自負しています。

今回、この調査結果を踏まえて、今後における介護保険制度の改定に伴う諸課題につき、以下の3点を要望いたします。

1、在宅サービスが安定的に確保されるよう、介護人材の待遇改善と評価のアップを

訪問介護（ホームヘルパー）と通所介護（デイサービス）は在宅生活をおくる利用者にとって必要不可欠なサービスです。このサービスが途切れることなく提供されるためには、介護に従事するスタッフが質・量ともに充分確保されることが必須です。とくに、訪問介護の担い手であるホームヘルパーの人材不足は深刻なため、早急に対策を講じていただきたいと思います。介護職への給与アップなどの待遇改善も急務ですが、その業務内容への評価を高くすることが必要です。

2、介護保険料やサービス負担が高齢者の生活を脅かさないようにしてください

介護保険料の増額による負担は、その収入のほとんどを年金で賄っている高齢者の生活を脅かしています。また、すでに介護保険のサービス負担に2割・3割が導入されており、負担増からサービス利用を控える人も出ています。国は、持続可能な社会保障制度を構築するために、所得の高い高齢者には、相応の負担をしてもらう考えを示しています。ただ、どの水準までを「所得が高い高齢者」とするかは、よほど慎重に議論を重ねる必要があります。さらに、昨今の物価高騰の影響が年金生活者を直撃しています。介護保険は、あくまで高齢者にとって安心の糧であり、不安の種になってはならないはずです。

3、要支援1・2を対象とした総合事業は、十分に効果検証を行ってください

今後の議論として、要介護1・2の人を対象とした総合事業の検討がされることになっています。ただ、2017年から始まった総合事業は、要支援1・2の人を対象として訪問介護と通所介護を介護予防給付から総合事業へ移行するとしましたが、国が目指す「多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できる」とある事業の展開は、なかなか進展していません。その原因を追究し、現在の総合事業における効果検証を十分に行って、公表してください。

第3回 樋口恵子賞表彰式

樋口恵子賞実行委員会委員長 袖井 孝子

受賞者の特徴

歳末恒例の打ち入りシンポの後で、樋口恵子賞の表彰式が開催されました。表彰式には、久しぶりに樋口恵子名誉理事長が登場し、締めめの挨拶の後、受賞者たちと写真撮影や歓談の機会を持つことができました。

本年度の応募総数は107件で、去年の倍以上にのびります。

今回の特徴の第一は地域的な広がりです。これは地方紙が取り上げてくださったおかげでしょう。また、各地の女性センターや社会福祉協議会に応募用紙を送付したことの効果が表れてきたのかもしれませんが、これまでは応募者が首都圏に偏っていましたが、今回は全国に拡大しました。そうした状況を反映し

て、受賞者は北関東から九州にまで広がり、東京都を拠点とする団体はありませんでした。

第二は応募者の年齢層の拡大です。これまでは高齢者に偏っていましたが、今回は初めて大学生のグループが受賞しました。年齢性別にこだわらないという賞の趣旨が浸透してきたようです。

第三は活動内容の多様化です。これまでは地域における居場所づくりや助け合い活動に偏っていましたが、今回は子育て支援やまちづくりなど、これまでになかったような活動が見られました。

樋口恵子賞が全国区になったことに加え、「高齢者による高齢者のための活動」ではなく、子どもからお年寄りまでを含む多世代の

受賞者の紹介

青空サロン（島根県、代表：安田 兼子）

※所用でご欠席のため、柿沼トミ子さんが代理で受賞。

高齢化した山間地では猪による農作物への被害が増加している。従来から捕獲した猪の肉を生産組合が「おおち山くじら」の名称で販売しているが、皮は利用されてこなかった。捨てられていた皮を東京の加工会社に依頼してなめしてもらい、婦人会の会員たちが、ポーチや名刺入れなどに作り上げて販売。国内外からの視察もあるという。

評価のポイント

地域の活性化を図るだけでなく、収入に繋がる活動であることが評価されました。



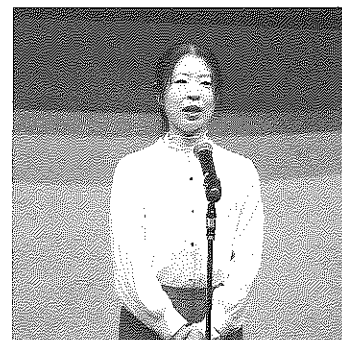
特定非営利活動法人ちいきのなかま

（長崎県、代表：山崎 翠）

産前産後からの子育て支援活動を主体に、子どもの預かり事業や家事支援、高齢者が集う地域食堂、手芸教室などに取り組んでいる。今年度は助産院を設立し、助産師が家庭訪問して、子育て世帯に対する「伴走支援」を実現しつつある。

評価のポイント

孤立しがちな子育て世帯に対して、産前から継続的に伴走支援をするユニークな活動であることが評価されました。





千葉商大「よろず隊」の皆さん



樋口恵子名誉理事長も
元気にご参加



受賞者・審査委員（渥美雅子氏、浅倉むつ子氏）・
実行委員で記念写真

多様な活動を通して、誰もが生きがいを持って安心して暮らせる超高齢社会を実現するという賞の目的が認知されるようになったことを嬉しく思います。

会員の方へのお願い

樋口恵子賞につきましては、高齢社会をよくする女性の会の支部的な活動は対象外と申し上げてきました。しかし、会員が行う別の領域や別の名称での団体活動は対象に含まれます。

今回受賞された青空サロンは、本会理事の柿沼トミ子さんが推薦してくださった団体です。婦人会の活動を通じて知った青空サロンの活動には兼ねてより注目していたとのことでした。

また、那須まちづくり広場代表の駒尺（通称、近山）恵子さんは、創設時からの会員です。

樋口恵子賞は、来年も継続いたします。会員の方には、ぜひご自身で応募するか、身近で活動していらっしゃる方をご推薦くださるようお願い申し上げます。

那須まちづくり株式会社

（栃木県、代表：駒尺 恵子）

廃校になった小学校を利用して、元気な時から終末期まで安心して暮らせる住まいづくりを目指す。具体的には、一般向け賃貸住宅、自立高齢者向け住宅、介護および看取り可能な住宅を整備。校舎を活用して、カフェ、マルシェ、那須野菜の加工場を設置して食の向上を図る。学びと実践の場を創り出すために、多数のイベントや研修を実施している。

評価のポイント

25年にわたり多世代共生型のコミュニティ創出にかかわってきた実績に加え、廃校を利用した新たなコミュニティづくりに取り組む活動が評価されました。



学生団体「よろず隊」

（千葉県、代表：大内 琉加）

活動の主体は、千葉商科大学人間社会学部の学生たち。ソーシャルビジネス/コミュニティビジネスについて学び、持続可能な生活支援活動の構築に関心を持ったことが発端である。有志の学生が集まり、福祉分野の専門家の助言を得て、2018年に「よろず隊」を設立。近隣住民（主に高齢者）からの依頼に基づき、学生が授業の空き時間を利用して生活支援サービス（家具移動・電球交換・掃除・草刈など）を提供したり、スマホ教室の講師を務める有償ボランティア活動である。少子高齢社会における高齢者の困り事を解決する一方、さまざまなステイクホルダーとのコミュニケーションや組織マネジメントを通じて学生の成長を図ることを目的とする。

評価のポイント

若者の活動であることが注目され、大学側の支援（教員の助言や来年度から単位に認定されることなど）もあり、継続の可能性が高いことが評価されました。



『寿岳章子 女とことばと憲法と』

遠藤織枝 著 かもがわ出版 2,500円+税

今年は、日本語の中の女性差別を初めて体系的に明らかにして、ベストセラーになった『日本語と女』の著者寿岳章子さんの生誕100年に当たります。寿岳さんは、日本社会が女を縛りつけてきた「女らしさ」というものは、歴史的・社会制度的につくられたものだと、ことわざ・すごろく・流行歌などの日常生活のことばの現象や資料から明らかにしました。鋭い正論をユーモアこめてつきつける巧みな話術の持ち主でもありました。大学教官を退いてからは「憲法を守る婦人の会」を主宰して、京都の市民運動を牽引しました。憲法を変えようと意気込む石破政権が発足した今、絶対に憲法は守らなくてはという寿岳さんの遺志も伝わってきます。生活全体を楽しみ、学問も市民運動も全力を注いだ魅力あふれる寿岳さんの復活を切に希望しています。

(遠藤織枝・記)

◎「とよた大会協賛金」ご協力お礼 高齢社会をよくする女性の会・大阪からは、昨年のおよび大会から次年の大会への応援の思いとして、直接とよた大会実行委員会に10万円の協賛金が贈られました。多大なご厚意に感謝申し上げます。

◎ご寄付お礼 大竹伸子様（栃木市）よりご寄付（3万円）をいただきました。本会活動に有意義に使わせていただきます。ありがとうございました。

> 事務局だより

新しい年が明けました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

新旧役員を囲む会を開催しました

12月14日討ち入りシンポ終了後、囲む会を開催し、41名が参加しました。宮崎冴子理事の司会により、和気あいあいとした雰囲気の中、全員から一言ずつお言葉をいただきました。最後に32年間事務局局長を務められた新井俊久子さんに有志から感謝のお花をお渡ししました。



☆「介護保険サービス利用者調査」にご協力ありがとうございました。回答者の自由記述を読み、運営委員一同身の引き締まる思いです。報告書は今年度中にお手元に届くように作成中です。

☆会費納入が確認されていない会員様に再請求の用紙を同封させていただきました。入れ違いにご送金の方にはお詫びを申し上げます。ご不明の点はお遠慮なくご一報ください。

(事務局一同)

☆新井事務局長の後任として、事務局を担当することとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。お気軽に事務局にご連絡・お声かけくださいませ。

(佐藤千里)